

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 20日

福島県知事 殿



提出者

住 所 福島県相馬市大野台一丁目2番1号

株式会社 I H I

氏 名 航空・宇宙・防衛事業領域 相馬事業所

事業所長 宮田 真

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0244-37-3712

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 I H I 航空・宇宙・防衛事業領域 相馬事業所
事業場の所在地	福島県相馬市大野台一丁目2番1号
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	2024年度生産額： 206、299百万円
③ 従業員数	1、303人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃油(引火性・有害含む) → 焼却処理 → セメント原料(再生) 廃酸(腐食性・有害含む) → 中和処理 → セメント原料(再生) 廃アルカリ(腐食性・有害含む) → 中和処理 → セメント原料(再生) 感染性廃棄物 → 焼却処理 → 路盤材(再生) 汚泥(有害) → 混合処理, 混錬処理 → 路盤材(再生)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙－１のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－２のとおり	
	排 出 量	別紙－２のとおり	t
	（これまでに実施した取組） ・ 表面処理工程にて無駄な廃棄をしないよう薬液を適正に管理した。 ・ 人為的な不適合に起因する廃棄量の削減。 ・ 有価物含有廃液の売却。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－２のとおり	
	排 出 量	別紙－３のとおり	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 品質向上による不適合および廃棄物の削減 ・ 人為的な不適合に起因する廃棄量の削減。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 廃掃法に基づき分別を実施しているが、特別管理産業廃棄物は、廃掃法上の種類で１１通り発生している。更に各種の内訳は多くの種類があり、それぞれ分別し、処理業者に処理委託している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 現在のところ上記以上に分別を細分化する予定はない。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－2 のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－2 のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－2 のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－2 のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－2 のとおり	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－2 のとおり	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－2 のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙－2 のとおり	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙－2 のとおり	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙－2 のとおり	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙－2 のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙－2 のとおり	t
	（これまでに実施した取組） ・より信頼性の高い業者であるか，よりコストを抑えることが出来る業者かを約3年ごとに処理業者の視察を実施してきた。		

(第 5 面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－２のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙－３のとおり	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙－３のとおり	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙－３のとおり	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙－３のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙－３のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特別管理産業廃棄物の全量を優良認定処理業者へ委託できている ので、維持継続していきたい。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) ・ 特別管理産業廃棄物の全量に対し、電子マニフェストを利用 できているので、維持継続していきたい。		

(第6面)

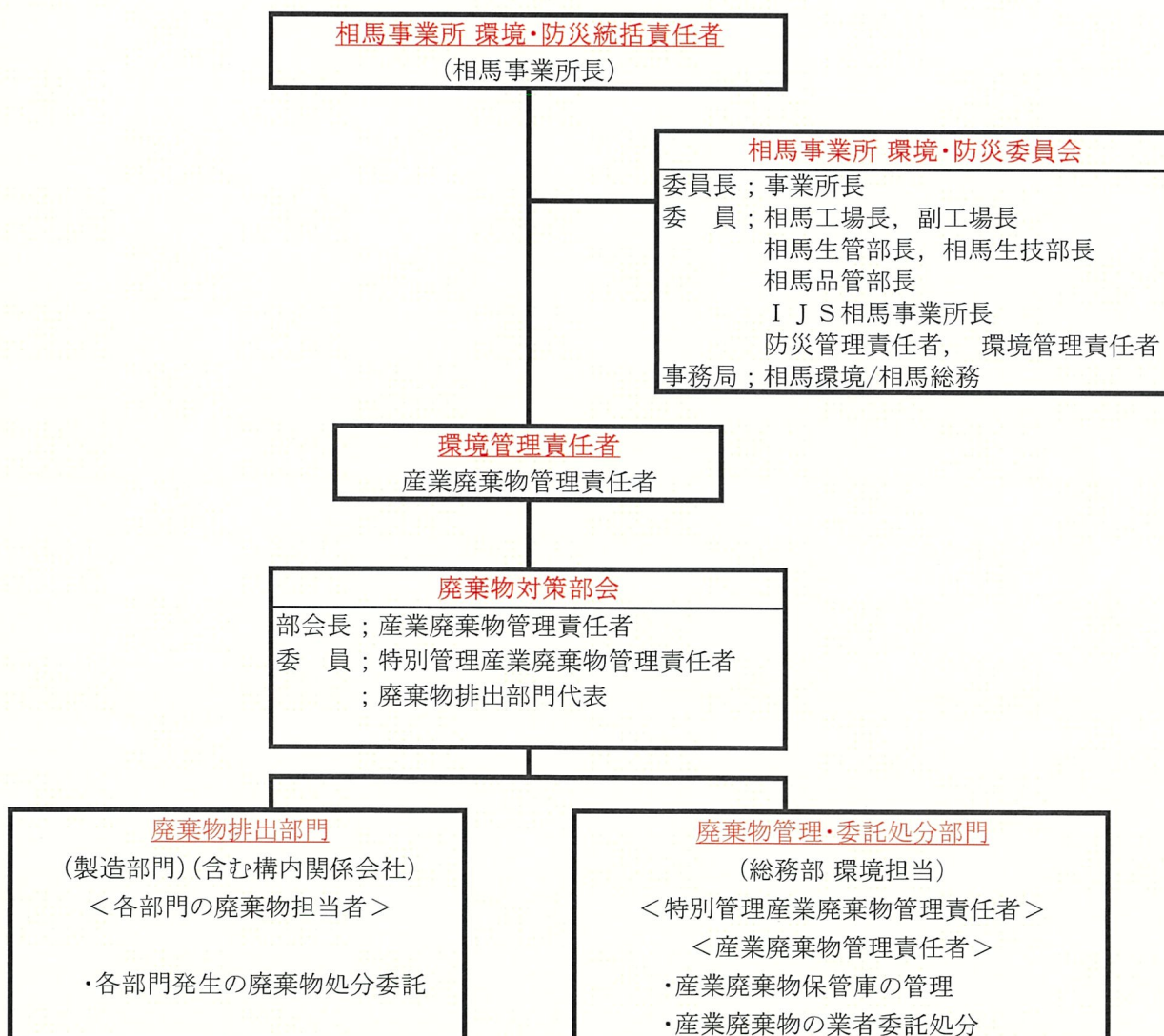
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

責任者及び管理組織図

	統括責任者	相馬事業所長
	廃棄物担当	相馬事業所 総務部
役割	統括責任者	○ISO14001(廃棄物も含めた)活動にのっとり, 目的・目標の設定
	環境管理責任者 (産業廃棄物管理責任者) および廃棄物担当	○廃棄物処理計画の策定 ○廃棄物管理状況の把握 ○処理業者, 再利用業者の調査 ○契約委託業者の管理 ○監督官庁への各種報告 ○特別管理産業廃棄物管理表の交付・管理
	廃棄物対策部会長	○統括責任者の設定した目的・目標に対し, 具体的な方策の立案 (廃棄物の発生抑制, 再利用, リサイクルの推進及び廃棄物の管理 運営を行う上で必要な事項を検討する。) ○関連部署に対し, 目標達成のための指示, 実施状況のフォロー ○社員, 関連会社に対する教育・啓発 ・部会長－環境管理責任者 ・委員－関連部署の職長, スタッフ ・事務局－総務部 環境担当
	調達担当課長	○廃棄物委託契約の業者選定及び締結, 廃棄物処理委託費用の支払

I H I 相馬事業所 廃棄物管理組織



令和6年度 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況

(単位：トン)

[illegible]

令和7年度 特別管理産業廃棄物処理計画

(単位：トン)

[illegible]